

## 出席停止となる感染症一覧

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がMERSコロナウイルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ(H5N1)、新型コロナウイルス感染症(5/7まで)	治癒するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後、1日を経過するまで
第二種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後、2日を経過するまで
	百日咳	特定の席が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治癒が終了するまで
	麻しん(はしか)	解熱した後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主症状が消退した後、2日を経過するまで
	結核	症状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	症状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで